

改正条例の概要

改 正 法	条 文	①【13条】（新設） 青少年を確認する義務	②【14条】（新設） フィルタリング内容を説明する義務	③【16条】（新設） フィルタリングの有効化を措置する義務			
	義 務 主 体	携帯電話インターネット接続役務提供事業者 ^(*1) と契約代理店 （15条は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者のみ） (*1)NTTドコモ、KDDI、SoftBankの携帯大手キャリア3社のほか、格安スマホ事業者が含まれる。					
	義 務 内 容	契約締結者又は携帯電話端末の使用者が、18歳未満であるか確認すること。	①青少年有害情報を閲覧するおそれ ②フィルタリングの必要性・内容を保護者又は青少年に対し、説明すること。	契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアやOSの設定を行いフィルタリングを有効化すること。 (*2)ただし保護者が措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。			
条 例	現 行 18条の3	【第1項】 青少年を確認する義務	【第2項】 フィルタリング内容を説明する義務	—			
		法と重複することから 削除 	法と重複することから 削除 	新たに引用した上で 規定を追加 			
	改正案 18条の3	(削除)	(削除)	法16条を引用 (*2)ただし書の申出 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">保 護 者</td> <td style="text-align: center;">【第3項】 書面の 提出義務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">事 業 者</td> <td style="text-align: center;">【第4項】 書面の 保存義務</td> </tr> </table>	保 護 者	【第3項】 書面の 提出義務	事 業 者
保 護 者	【第3項】 書面の 提出義務						
事 業 者	【第4項】 書面の 保存義務						

※ 上記以外に、法の条文のずれに伴う規定を整備する。（法15条（旧17条）関係）